

No. 144

全 仏

3/44.



成田山新勝寺本堂(第十七回全日本仏教徒会議々場)

特 集 墓 地 問 題

上告棄却と今後の問題

禅の理念とその実践

(上)

曹洞宗大本山永平寺

副貫主 山田 靈林

空気・人間・生

申すまでもないことでありますが、皆さんも私たちも、地上に生活しているものといたしまして、空気を離れたら、一瞬一刻の間といえども生きていくことはできません。生きものが空気を離れて生きることができないと同じように、生きものが禅を離れては生きることができないのだ、そういう信念といましようか、信念というよりは、そういう見定めを、今日ようやくするようになったというのが、私の実感であります。空気なしには生きられん生きものでありながら、空気を忘れてしまっている。忘れるよりも、空気というものが、地上に生活するものにはなくてはならないものだ、空気の中に生かされて、はじめてその生存があるんでありますのに、それはまあ、何百光年の昔からのことか存じませんが、そういう推定も、あんまり学的にはされていらないと思えますが、人間というもの、この地球の上に住むようになってからだけを考えましても、まあ、人間といいいましてもいろいろの人間がありますけれども、とにかく人と今日称する、そういう生きものが地上に存在するようになってから、少なくとも五

百万年たつといいますが、五百万年と一口にいっても、ちよっと見当がつかないほど、ずいぶん昔のことです。

われわれがいわゆる文化というものをもち、文化生活をするというような、そういうことを口に言うようになった。文化生活なんていうものは、私らの子供のころといいますが、青年時代にはやったことばでありまして、そのころまでは文化生活ということもいわなかったのでありますけれども、しかし、人間が人間の努力によって火をたくことを覚えたり、あるいは道具を使うことを覚えたりしてから五百万年もたつというのであります。それからまあ、人間がいろんな道具をもって耕作するような、いわゆる耕作人間と称するものが出た。それからさらに発展してといいましようか、人間が生きている間に、いわゆる理性人間、人間がほかの動物と違う特色は、理性をもっていることにあるんだ、ということをやろうようになってからでも、五万年、六万年という年月がたっているわけでありませぬ。そうして今日私どもが、欧米文化だ、インド文化だ、東洋文化だ、そういうようなことを言う、そういういわゆる文化というものがあるようになってからは、まだ五

師の横顔

師は明治二十二年一月二十日生まれる。曹洞宗大学（現駒沢大学）を卒業。世田谷中学校々長、駒沢大学学監、学長等を歴任。又宗門では宗務庁教学部長をつとめた。「禅学読本」「修証義講和」等の著がある。現在大本山永平寺副貫主。

千年、六千年という年月でしかないわけでありませぬ。その文化の生活をするというようになってから、ここ六千年来にしましても、空気というものがなしには、われわれは生きておれんのだということをほんとうに感じた人が、いつからあります。私、その勉強をしていないために、その論理的な究明を見定めてはいないのであります。人間が、空気なしには生きられん、空気の中に生きておりながら、空気の中にわれわれが生きているのだ、空気なしには生きられないのだ、という確信をもったのは、そう何万年も前ではないと思えます。おそらく何千年そこそこのことなのではないんであります。ことにその空気が汚れてはいけなとか、空気が薄くってはいけなとか、空気はどういうふうの成分で、どういうふうにあることが、一番りっぱな、われわれの健康に適する空気だというようなことを、実際に知る、感ずる、そういう信念で生きようになつてからは、やはり何千年とはたっていないと思えます。それほど人間は、りこうそうであつて、大事なものほど気づかず忘れてしまっているという、そういう傾向のあるものであります。

早い話が、子供にしましても、その子供がいまそこに生きていくことのためには、仏教的な言い方をすれば、大宇宙がことごとくそのさ

さえ手になって、はじめてその赤ん坊がそこに生まれ出て生息しているんでありますのに、赤ん坊の周辺の人、何か自分の手内職にちよっとつくった子供といったような、そういう感じで、空気の中に生かされている、空気あつてのことだということに気づかずにいるというのが事実でありますよ。それほど人間は、手近なことには気がつかない。しかも、大事なことほど気がつかない。

人の土台は仏の力

皆さんは、ほとんど全部の方がいわゆる仏教信者でいらっしゃる。仏教ではないにしても、宗教というものについての、少なくとも親しみをもっている方だと思えますが、宗教的な気持ちのわき起こった人間からいえば、仏教的に申せば、仏さまなしに世の中があるはずはないんだ、仏さまのおかげでわれわれは生まれてもきたし、育ててもらったし、こうして生きてもいるんだ、仏さまにすべてを働きかけていただいて生きているんだから、この肉体が倒れる日があってもやはり生み出してくださった、育ててくださった、その仏さまがほっておかれるはずはない。しかも人間は、自分たちの日常生活を反省してもわかりますように、仏はすべての世話をしてくださります。世話をしておる子供の願いをに入れてくださる、すべての手をかけて育てておいてくださる、すべからず、しかも、子供がこうだ、ああだという願いをかけると、その願いを満たして下さる。そういう仏の中にわれわれは生かされておるんであります。たとえば、あらしがきそうだから、この会は少し早く縮めて閉会にならないければならんという、そういうようなことになりました。早

く閉会にしなければならんという考えは、われわれが自由にそういう考えをして、それを決定して行なうことを、いわば大目に見とってくださるのが仏さまでありますね。

それにしても、そこは仏さまが大目に見てくださるけれども、おまえたちは、そういうふうに分かってなことをするのなら、かまわんよ、と言って、仏がもしわれわれのような俗情をもつておいでになって、俗情をもし仏が働かせられたとしたら、私らは、三時なら三時に閉会はできて、どういふんだか足が動かんなあ、どっち行っているんだか、わからなくなりましたなあ、というふうなぐあいのものじゃないのでしょうか。われわれは何の気もなしに、自分自身で手を動かす、自分自身でからだを動かす、自分自身で何もかもやっているように思っていますけれども、その自由かってに自分が生きているという名において働かしているものを、一体だれが働かせておられるのか、親でもなければ、知り合いでもなければ、社会でもなければ、国家でもなければ、そういうようなものは、むろん非常な力添えはしておられますけれども、究極のところをいって、われわれは肉体を、あるいは肉体にもいろいろな構造がありますが、肉体構造にしましても精神構造にしましても、いかなる人も、それを多少、手をかけて、まあ、いじくるようなことはできませんけれども、そのもの自体をつくって、そのもの自体を働かせるというふうな、そういうことは、そういう技術もなければ能力もない人間じゃないんであります。われわれは自分でやっておると思っておりますけれども、ことごとくが全部仏さまのお力に動かされて生きているんであります

ね。何から何まで全部、もう最小限のところまで仏は手をかけてそれをあらしめてくださりながら、しかも、人間の思惑を多少ずつ、非常な思惑は許されないこともありませうけれども、人間の希望を入れるというか、願いを入れるというか、まあ気持ちを許してくれるというか、そういうふうにしてわれわれを守っておってくださるがために、一番根本土台が仏の力である、その力に生かされながら、そのほうは忘れてしまつて、自分の思惑なんかで生きておることのように思っているのがわれわれであります。

幼児の感じる恩

子供の実例でみましても、親や兄弟や社会がその子供を育てて、だんだん守っておってくれるのに、その宗教的の意味じゃない、軽い、いわゆる社会的な考え方からいっても、子供がひとり育っているということは、親をはじめ実にたくさん人の手を借りて、ようやく生きています。その人が、子供はそれをありがたく受け取っているか、その恩顧、その力を感じているか、と、まあ、そういうことを感じているものは少ない。親の恩を受けているなんていうようなことは、全然感じないのが普通、幼児の常であります。そして幼児は自分でやっているように思っているだけであります。たまたま自分に手をかけてくださる人にしても、親が生んで育てて、そして毎日毎日守ってくださるのに、ただわがままかかってなことを言つて、不平不満を並べながら、まあそれに生かされている。たまたま隣のおばさんとか親類の何それさんとかいうような人が菓子一つも持つてきてくれると、喜んでしまつて、

そのチョコレートの一つぐらいくれた人を非常に感謝し、喜んで、その日、生かされている親の恩顧は少しも感ぜずに、キャラメル一つの恩顧には非常に感ずる。そういう小さい恩顧、なくもがなの恩顧には感ずることをしますけれども、根本的のものになるほど、感じようとはしないというのが、まあ人間がそういうふうになっているんですよ。しかも、仏は人間がそういうふうになっていることに對して、不平不満なんかはない。恩顧なんか感ぜずに、自分ひとりで生きているように思ってくれることのほうを、むしろ仏は喜んでおられるのじゃないかと思えます。

しかし、それでは、好きかってなことをやらせてしまつて喜ばせていると、そのうちはいいですけれども、人間は自分のわがまま勝手にやっていると、しばしば破綻を起こしてしまいます。

しばしばじゃない、必ず破綻を起こします。人間は自分で生きていくんだといつて、いろんなことをやっておりますけれども、その生きの営みというものが、年が寄つたとか貧乏をしたとか家庭不和とか社会騒乱とかいうようなものが起こつたとか、天変地変が起こつたとかいうようなことがあつて、だめになつてしまふことがありますね。だめになつたときに、その小さい子供たちが力にしているものが、力にならなくなつたといふときの姿ぐらい、子供のふびんな姿はないわけでありませぬ。いわば子供がそういう絶望に突き落とされる、子供じゃない、おとなでありますけれども、仏からみれば子供であります、仏の御子たちが仏を何と思おうと、とにかく自分で得意になつて生きていけるうちは、仏は、ああ、それでいいのだ、と思つていらつしやるのだと私は確信してい

仏への恩

ます。

しかしながら、その子供が行き詰まつてしまふことがあるんですよ。いま言うように、病氣になつたとか、不和になつたとか、貧乏になつたとか、その他いろんなごちゃごちゃしたこと、もう生きる性を失なつて、自殺だ、氣違いだ、死だといふようなことになつてしまふときに、そのわびしき、氣の毒さを仏は見るとみかねて、そういうときにこそ仏を感じて、その仏の力にすがれば、それでおまへは満足できるのだから、まあ、死ぬ用心のためにでもいいから、仏の存在することを、仏の力のあることは承知しておかないと情けないぞ、だからまあ死ぬがための、あるいはふしあわせのための、「困つたときの神頼み」といいますが、困つたときでいいのだ、困つたときでいいから、そのときに神が頼めるだけの宗教心だけでもいいかと、どうしようもなくなるぞ、といつて、もうほんとうに何と云つていいかわからない、情けない、不都合な人間を、も苦しめないようにという導きをされているのが、仏ないし仏の意を受けておられる仏教の各宗、各派の祖師方や僧侶方が、死に對してのいろいろな解きあかしをし、その死の場合に直面して、そこで死ぬにしても静かに死ぬという形がとれる。あとに残つたものも「ああ、これでいいんだ」と思えるような、そういう救いをして、もう人間の忘恩的なことや不都合なことなんかは一切関係なく、ただ困り抜くときをささえてやるという役目を尽くすように祖師方がずつとなされてきているのが、今日の仏教だと思えます。ですから、

ら、私たちはほんとうに大事なものをほど忘れて、そして自分のわがままかたてをして、それで得々としているんですが、しかし、その得々としている日は必ず破綻を来たす日があるんだから、そのときにどぎまぎしないだけの用心は、われわれは宗教信者の名においてやっていたいものでありますね。

これはもう最大限に譲歩しての、まあ、宗教というものを、死ぬときの用心だといふところにまで追い詰めてのことでありますが、しかしそれは、仏がそういうことを大目に見てくださるということをしていて、ただであります、実際は、死ぬときのためだけに役立つものが宗教であるなんていうことはないわけでありませぬ。それはもう、そういう気持ちを簡単なことばにするがために、私はこういうことを自分に言つてきかせております。

「御仏はわれを生みたまい、われを育て、身を継ぎにして祈らせたまう」……仏はだれに對しても、自分が生み出した子供であることをしみじみごらんになりながら、完全に生み出すようにと祈りつつ、完全に生み出してそうしてそれをだんだんりっぱに育てて、いろんなことのあるのにつまづかないようにと見守りながら、私のようにあつてほしいんだ、私の世継ぎになつてほしいんだ、というのがほんとうの願い心だと思ひます。ただ、仏のそうした願ひ心までを身にしてみても実行して下さつて居るのは、各宗の祖師方や高僧方でありまして、大部分は「御仏はわれを生みたまい」といふことすら気づかずに、何か簡単な形で人間がひよこひよこ出てきたようなことを思つて、育つていくのも、自分の力で、あるいはいろ

んなことで育っていくように思っただけやばやしている、いわゆる無宗教者になっただけだと思いません。ほんとうに仏はいかなる人に対しても、その人が社会的にりっぱな人だと言われようが、粗末な人だと言われようが、悪人だと言われようが、善人だと言われようが、そういうことはとんちやくなく、一様に自分のいとこ子として見守りください、それが育つことを、それがまた育っていくゆる死というようになことにぶつかった場合も、そこにはっきりとした見定めをつけて、簡単な言い方ですれば、出直してくる。

気持の 錯誤

私は、ここ二十年ほど、ほとんど病氣はしませんでした。これは自分の不注意からじゃない。まあそれは、自分の不注意がないというよりは、言い過ぎでありますが、いわばお医者さんの過失で、えらい病氣にかかって死ぬ一歩前まで追い詰められたことがありますが、そのころ、やはり私が自分に、これは私が自分に言っただけかというよりは、自分の家族に、自分の周辺のものに——これは、死ぬ場合は、おれは死ぬことなんかかわらんよ、という人はよくありますけれども、それは確かにそうあることがけっこうでしょうけれども、利己主義的に、自分たちを考えているがために、死ぬことが何ともないという人があるんで、ほんとうは妻子、家族、あるいは事業をともにしている人々、いわば自分と身近に働いている人のことを思ったら、どんな人でも、おれは死んだほうがいい

んだ、なんていうようなことは、ひねくれておらん限りははずのもの、また親しくそういう人たちと一緒にきた人たちが、平気な気持ちで別れてしまえるなんていうような、そんな情味のないものであっていいはずはないと思えますね。でありますから、そういうようなことを感じておりました、私は、いわば家族たちにもうような気持ちで「またやこん、みなもろともにとまといせん、しばしのいい、われに与えよ」そういうものを口ずさんだことがあります。また来るんだ、別れることはわびしいけれども、しかし、また来るんだ、今度来たら、また一そうみんなで団らんとして仲むつまじく、大いに楽しく生き盛えようなあ、私はもう疲れてしまつてどうしようもないんだから、ちよつと一服させてくれ、一休みさせてくれ、また出直してくるから、そういう歌であります。これは自分自身で出直してくるような言い方で、仏さまに対しては、申しわけはないと思ひますけれども、まあ、ことは短かにそんなことを言ったわけでありますが、それでも私は、決して不都合だとはおっしゃらん。そうだ、その気でやればいいんだ、そうしろ、とおっしゃっている私は信じておりますが、とにかくいぶん宗教を深く信じているといわれる人でも、仏のいつくしみ、いたわり心というものの、仏の知恵、慈悲、神通というものを、これを気づかずにいる。仏の力によって自分自身の上に、修行とか何とか、その人の努力の上に知恵がわき出てくる、いつくしみ、いたわり心が出てくる、ふかしぎな、偉大な力が盛り上がってくる、それを感じると、自分自身の力がそうあるように思うのが人間の常であります。ほんとうは、仏なくしてそういう力は出てこ

ないのでありますね。

まあ、仏教的の信念からいえば、仏さまがいらっしやんなかったら、生まれてもきておらんのだ、生きていくはずもないんだ、何にもできないのだ、何にもかまが、いわゆる人生は総括して、人生どころか、大宇宙は全面的に仏の知恵、慈悲、神通そのものなんだ、というふうには感ずることが、釈尊がわれわれに示されたほんとうの宗教だというふうには、私は感じております。その偉大な仏をすらすら、われわれは無視してないのでありますから、空気を忘れていくぐらいなことは、もう何でもないことだといえますね。その空気のそれにも当たるものが、それはいろいろあるわけでありますが、空気を忘れていくように、われわれが忘れていくものの中に「禅」というものがあるということ、皆さんと考えてみたい。(続く)

世紀の偉業成る!!

明治百年

記念

仏教大年鑑

B5版一、二二〇頁
定価四、五〇〇円
送料四、五〇〇円
第三地帯三百円

仏教界のことなら、この年鑑におまかせ下さい

販売
はせ
でま
書店
書売

■日本国内はもちろん、世界各国の仏教界の沿革・現況が一目でわかる五百数十枚の写真を、目でみる仏教明治百年の役を果す豊富な資料は寺院・学校・図書館・一般家庭はもちろん、マスコミ関係者、一流商社も活用できる。品切れの節はご容赦下さい。

発行所 東京都千代田区九段南一ノ五

仏教タイムス社

電話東京(03)二六三一五五九一(代表)

振替東京 三三〇九七番

最高裁判所の判決のもとにおける

寺院をとりまく法律問題の展望

弁護士 池谷 四郎

上告人東福院对被上告人厚生大臣間の最高裁判所昭和三十九年(行ツ)第八七号事件については御承知のように昭和四三年一月二十四日上告棄却の判決が言渡されました。(なお上告人鶏足寺对被上告人厚生大臣間の最高裁判所昭和三十九年(行ツ)第八八号事件については未だ判決がありません)

最高裁判所の上告棄却理由の要点は
△「しかし本件通達は厚生省公衆衛生局環境衛生部長から都道府県指定都市衛生主管部局長にあてて発せられたもので、その内容は、墓地埋葬等に関する法律一三条に関し、昭和二十四年八月二二日付東京都衛生局長あて回答に示した見解を改め、今後は内閣法制局第一部長の昭和三十五年二月一日付回答の趣旨にそって解釈、運用することとしたことを明らかにすると同時に、諸機関において、この点に留意して埋葬等に関する事務処理をしよう求めたものであり、行政組織および右法律の施行事務に関する関係法令を参しやくすれば、本件通達は、被上告人がその権限にもとづき所掌事務について、知事をも含めた関係行政機関に対し、法律の解釈、運用の方針を示して、その職務権限の行使を指揮した

ものと解せられる」

△「元来、通達は原則として法規の性質をもつものではなく、上級行政機関が関係下級行政機関および職員に対してその職務権限の行使を指揮し、職務に関して命令するために発するものであり、このような通達は右機関および職員に対する行政組織内部における命令にすぎないから、これらのものがその通達に拘束されることはあっても、一般の国民は直接これに拘束されるものではなく、このことは通達の内容が、法令の解釈や取扱いに関するもので、国民の権利義務に重大なかわりをもつようなものである場合においても別段異なることはない。

このように通達は、元来法規の性質をもつものではないから、行政機関が通達の趣旨に反する処分をした場合においても、そのことを理由として、その処分の効力が左右されるものではない。また、裁判所がこれらの通達に拘束されることのないことはもちろんで、裁判所は、法令の解釈適用にあたっては、通達に示された法令の解釈とは異なる独自の解釈をすることができ、通達に定める取扱いが法の趣旨に反するときは独

自にその違法を判定することもできる筋合である。」

△「本件通達は従来とられていた法律の解釈や取扱いを変更するものではないが、それはもっぱら知事以下の行政機関を拘束するにとどまるもので、これらの機関は右通達に反する行為をすることはできないにしても、国民は直接これに拘束されることはなく、従って、右通達が直接に上告人の所論墓地経営権、管理権を侵害したり、新たに埋葬の受忍義務を課したりするものとはいえない。」

△「また、墓地埋葬等に関する法律二一条違反の有無に関しても、裁判所は本件通達における法律解釈等に拘束されるものではないのみならず、同法一三条にいわゆる正当の理由の判断にあたっては、本件通達に示されている事情以外の事情を考慮すべきものと解せられるから、本件通達が発せられたからといって直ちに上告人において刑罰を科せられるおそれがあるともいえず、さらにまた、原審において上告人の主張するような損害、不利益は、直接本件通達によって被ったものということもできない。そして現行法上行政訴訟にお

いて取消の訴の対象となりうるものは、国民の権利義務、法律上の地位に直接具体的に法律上の影響を及ぼすような行政処分等でないならばならないのであるから、本件通達中所論の趣旨部分の取消を求める本件訴は許されないものとして却下すべきものである。」

という理由によるものであります。上告裁判所はこのように「右通達は直接に上告人の所論墓地経営権、管理権を侵害したり、新たに埋葬の受忍義務を課したりするものとはいえない」というのであります。出訴の当時昭和三十五年の四月乃至五月頃の状態はどうでありましたか。各地区保健所長は各地区仏教会長または各寺院に対し、厚生省の通達全文を伝え、墓地の経営、管理については新通達に基いて実施するから運用に遺憾のないようしてもらいたいと通知してきたものであります。もしこの通達に従うとすれば、墓地経営管理権が侵害されましようし、新たな受忍義務というものも生まれてくるわけでしょう。第一審の判決の直後昭和三十八年一月一九日全仏通信号外に全仏の石川存静国際局長が「新通達は昭和二十四年八月二二日旧通達を突如として廃止したもので、これによって寺有墓地を所有し管理する我々は既得の法律上の権利を奪われ一千年以上に及ぶ確固たる教義信条儀式を遵奉し得なくなつた。」として「法一三条の解釈が猫の目のように変わると墓地の管理者も、埋葬の依頼者も甚だ迷惑する。今回の訴訟はこの迷惑を除去することに主眼をおくべきであった。」にもかわからず被害者の立場が尊重されていないことを指摘されましたが私も同感でありまして、今

日この通達に対し行政訴訟を提起し長年争ってきた関係上、寺院の墓地経営権、管理権の旧体が破壊されることなく保たれているように見受けられますが、もしこのような訴訟手段に出ることもなく、全国の寺院があつた通達を通知されたまま、年月を経過していったと仮定したら、どんな結果を生じるでしょうか。年月の経過とともに既成事実が積み上げられ、寺院の墓地経営権、墓地管理権が大きくなり始められて行ったに違いないと思えます。裁判所の側から観察されると、そのような墓地管理権、経営権の侵害があつたとき、不当な埋葬受忍義務を求められた各時点において、各個の寺院が裁判所に対し権利の保護を請求しないで泣寝入りにしたから、寺院側に怠慢の責任があると言われるかも知れません。いや現実に行行政訴訟が最高裁判所で、却下の判決が確定した以上は、墓地を経営し管理する各寺院は各自各個に、経営権、管理権の実施にあつて、所轄庁の監督内容に対し警戒を忘れてはならないと思えます。厚生省の新通達なるものは、監督官庁として行政上の善意が認められないように考えられ、行政訴訟は許されて然るべきものであつたように感じております。

ものであります。一般寺院に対し、各個に法律的自己防衛をなさいというふうな仏教徒らしからぬ勧告をすることは不本意であります。明治初年以降寺院に対する法制には問題が非常に多いのであります。従つて私は、この機会において寺院をとりまく法律上の諸問題について各方面から観察をしてみたいと考えている次第であります。

この上告審の判決によって、厚生省の昭和三五年度の通達は寺院の墓地経営権、墓地管理権を直接に何とも影響を与えぬ効力はなかつたのだということが明確になつたと言えましょう。また墓地経営管理の慣習に反する埋葬埋蔵の新しい受忍の義務も不在を以て争うことができましよう。このことは昭和三五年二月五日法制局第一部長の法律上の見解に対する評価に厳然たる限界があつたことを示す

寺院に対して今日法制上の見地から考へて、問題点が多いのには原因がありまゝす。その原因は何かという、歴史的な経過に主な原因があると言えます。仏教寺院は明治政府の出現するはるか以前から、開山以来数百年乃至千数百年もの昔から存続して、そして明治維新の政治改革を迎えたもので、寺院としては各時代毎に現われる政治家の浮沈や盛衰を静かに見おろして法統を維持してきた法人であります。このような寺院に対し、明治政府の太政官政治は、当時異状に多くの布告や、布達を必要にまかせて発令しているものでありますから（寺院に対するもののみではないけれども）朝令暮改の嫌いがあつたり、前後矛盾があつたりしたようです。それに続いて地租改正事務局が設けられ、活発に地租改定の行政が進められる途中に、寺院に対しては当時の行き過ぎた行政行為の飛沫がかかる結果になつたようです。

は、その後いろいろ試みられ、明治一七年八月一日太政官布達第一九号で宗派の自治活動を認めるようになって調整の端著に取りついたのであります。明治初年に寺院明細帳に登録されていましたが、宗教団体が施行されて以後寺院は同法の宗教団体になり、終戦後宗教法人令が発令され、従来の宗教団体は宗教法人として存続することになりましたが、寺院の法律上の性格は変わるところがありません。現在の宗教法人法は看做し法人という規定を設けることなく、規則に対する認証を要件として新法人としての存続を認めています。法人格には変化がないと申さねばなりません。この数十年の変遷に処して全国の寺院は各個各別の経営を続けて今日に到つております。今日寺院にとかく法律上の問題が多いこともおのずから止むを得ないことであるかも知れません。

（地租改正事務局は太政官のように寺院に対し土地を命じたりはしないはずであるのに、寺院所有の墓地の一部を、あたかも地方団体個々の土地であるように公簿に記載してしまつた例が多いようです。）
寺院に対する法制的整理ということ

全仏の新年会

京都智積院会館で

恒例の全仏主催「新年懇親会」は、本年は京都智積院会館で一月二十二日行なわれた。

違くは千葉県仏より会長松田照応殿下代理として裨貫法務部長、熊野理事長はじめ各宗派、県仏から八十数名が出席。盛大裡に終り、本年も仏教界の興隆発展を誓い合つた。

法名用字範

全日本
仏教会
推せん

筆者 中村素堂

全国書店発売

1500円
〒120

(取りよせるよう指示して下さい。)

中山書房

東京都文京区湯島2-14-4
TEL 633-7676・振替東京180328

B5版/250頁/多色刷/
附録・墓誌一塔婆一念仏・題目その他/

仏教
書林

日本万国博覧会

参加実行委員会規程

第一条 この規程は、一九七〇年度第二十八回日本万国博覧会に参加するため、財団法人全日本仏教会（以下「全仏」という）内に、日本万国博覧会参加実行委員会（以下「この会」といい、略称を万博実行委員会という）をもうけることを規定する。

第二条 この会は、日本の仏教が万国博覧会において、世界各国に仏教文化を通じてその真髄を知らしめるための施策を企画し、実行することを目的とする。

第三条 この会に次の役員をおく。
委員長 一人
委員 一〇人以上二〇人以下（うち常任委員若干人）

二 委員長は全仏理事長をもつてあてる。
三 委員は全仏加盟諸団体のうちから推薦されたものをあてる。

第四条 委員長は、この会を代表し、会務を総覧する。
二 委員長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ指名された常任委員が、その職務を代行する。

第五条 常任委員は、小委員会主査があたる。
二 常任委員は、常任委員会を

組織し、この会の業務のうち緊急を要する事項および特に必要と認められた事項を議決し執行する。

第六条 委員は、委員会を組織し、この会の業務を議決し執行する。
第七条 この会に小委員会をおく。

二 小委員会は、この会の業務のうち企画、渉外、運営および財務につき委員長の諮問に應ずる。
三 小委員会は、委員長が招集する。

四 委員は、小委員会各部門の何れかに所属し、主査を中心として事務にあたるものとする。

第八条 役員および職員は、日本万国博覧会が終了するまで在任するものとする。
二 万一、全仏における役職または自己の所属する団体の役員およびこの会の役職をそれぞれ辞任しなければならないときは、後任のものにその職務と残任期間を引継ぐものとする。

第九条 この会の事務を処理するため全仏事務総局内に事務局をもうける。

第十条 事務局につきの職員を置く。
事務局長 一人
次長 一人
総務 若干名

部 長 四人
課 長 若干人
書記 若干人
二 事務局長は、全仏事務総長を、次長は全仏関西事務局長を、事務総長をもってあてる。

三 総務は、全仏事務総局の局長ならびに関西事務局の各部長をもってあてる。
四 部長は、全仏事務総局の部長をもってあてる。

五 課長および書記は、全仏事務総局および関西事務局の主事および書記をもってあてる。

第十一条 役員、主査、小委員および職員は、委員長が委嘱する。

第十二条 事務局に企画部、渉外部、運営部および財務部をおき、この会の事務を分掌する。

第十三条 この会の経費は、全仏加盟宗派および団体の拠出金ならびに寄付金の収入により、全仏経常費以外の臨時会計とする。

第十四条 委員長は、必要によりこの会の議決事項、業務の経過および重要な事項を随時全仏常務理事会に付議し、または報告しなければならない。

第十五条 この規程を変更するには、全仏常務理事会の議を経るものとする。
附 則
この規程は、昭和四十四年一月二十二日から施行する。

全仏常務理事会

一月二十二日京都智積院会館で全国宗務総長会議に先だつて、常務理事会を開催。昭和四十四年度事業計画（案）歳入歳出予算（案）を了承。二月一日開催の理事会、評議員会で正式決定される。要旨次の通り。
議案第一号 昭和四十四年度財団法人全日本仏教会事業計画について
議案第二号 昭和四十四年度財団法人全日本仏教会歳入歳出予算案について

全仏では一月二十二日京都智積院会館で加盟宗派宗務総長会議を開催し、来年度事業計画および予算、各宗派負担金を夫々承認。内容については（常務理事会参照）。出席者次の通り。
（順不同敬称略）
稲葉是清（西山浄土宗）岩堀至道（新義真言宗）立部瑞祐（真言宗御室派）松田法全（浄土宗西山深草派）山羽学龍（時宗一代）森岡善曉（真言宗泉涌寺派）後藤憲敏（臨濟宗南禅寺派）市橋真明（真言宗一代）川原快俊（真言宗山階派）小野塚潤澄（真言宗豊山派）華山恵光（臨濟宗妙心寺派）山田義道（曹洞宗）渡辺公允（日蓮宗一代）上野頼榮（真言宗智山派）田中日廣（本門仏立宗）松久保秀胤（法相宗一代）

東京都仏教連合会

墓地問題報告会を開催

大審院で審理中だった厚生省新通達取消請求にかかる行政事件訴訟は、昨年十二月二十四日別記のとおり判決があった。昭和三十五年訴訟提起以来、同三十七年控訴、同三十九年上告と約九年にわたる訴訟も一応の結着をみた。東京都仏教連合会（会長来馬道断師）では、一月二十五日上野タカラホテルにおいてその報告会を開催するとともに今後の問題について意見の交換が行なわれた。

全国宗務総長会議

全仏来年度事業計画・予算を承認

この規程は、昭和四十四年一月二十二日から施行する。